

函館市建設発生土指定処分取扱要領

平成18年5月

函 館 市

函館市建設発生土指定処分取扱要領

第1 目的

この要領は、市が発注する建設工事に伴い発生する建設発生土が、適正かつ安全な処分場に搬入されるように、建設発生土の処分場の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

(1) 建設発生土

建設工事に伴い副次的に得られた土砂等であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第2条第1項に規定する廃棄物に該当しないものをいう。

(2) 指定処分

建設発生土を処理する場合、市が特定の処分場を指定することをいう。

(3) 自由処分

請負契約上、建設発生土の処分場、運搬距離等がすべて任意となっており、市が搬入場所を把握できない処理の方法をいう。

(4) 最終処分

建設発生土を受入れ、埋立てまたは盛土を行うことをいう。

(5) 中間処分

建設発生土の受入れ、保管・管理・改良処理を行い、改良土等として再利用することをいう。

(6) 処分事業

最終処分または中間処分を行う事業

(7) 処分事業者

自ら処分事業を行う者。

(8) 事業区域

処分事業を行う土地の区域。

第3 自由処分の禁止

市の発注する建設工事においては、建設発生土の自由処分を行ってはならない。

第4 指定処分の徹底

建設発生土は、発生の抑制および現場内利用を徹底した後、やむを得ず処理しなければならなくなった場合は、指定処分により処理するものとする。

第5 指定処分の方法

指定処分は以下のいずれかの方法によるものとし、工事仕様書に受入地名称、場所、受入要件を明示し処分場を指定するものとする。

(1) 指定処分 A

市有地または民有地に設置され、市が処分事業を行う処分場に搬入する処分方法。
または、他の公共工事に利用する場合の工事現場、もしくはそのストックヤードに搬入する処分方法。

(2) 指定処分 B

処分事業者が行う処分場に搬入する処分方法。なお、最終処分場の場合は「函館市建設発生土処分場指定要領」に基づく指定を受けた事業区域に搬入するものとする。

(3) 指定処分 C

民有地の受入地であり、処分事業として最終処分するものではないが、一時的に一定の土量について、周辺環境を阻害することなく、適正に安全に処理できる受入地に搬入する処分方法。(民間開発行為等)

①適用要件

- (ア) 法令等に基づく許可等が必要なものについては、事前に当該許可を受けていること。
- (イ) 指定処分 C の方法により、建設発生土を処理する場合、事前に受入地の関係権利者(土地所有者、施工者等)との協議書および承諾書を添付して、「搬入予定民間受入地選定書」により工事担当部長の事前承認を得るものとする。

第6 指定処分方法の選定

指定処分方法の選定については、処分場、受入地の状況を調査し、総合的に最も適当と判断される方法を選定するものとする。

第7 技術基準

指定処分等に係る技術的な基準は、別に定める「建設発生土の処分場の指定に係る技術基準」によるものとする。

附則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。